

平成25年度事業計画

1. 英靈顕彰事業

(1) 総理・閣僚の靖国神社への参拝運動の推進

終戦から68年の歳月が流れ、国民の7割以上が戦後生まれとなり、先の大戦が風化しようとしている。

日本の安寧と繁栄を願い散華された英靈に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が靖国神社に参拝し、英靈に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

このため、引き続き総理、閣僚の靖国神社参拝の定着化に努める。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

今後、中国・韓国の圧力によっては建設に向けて動き出すことも考えられることから、政府の動向を注視する必要がある。このため、情報収集に努めるとともに建設に向けての動きがあれば断固阻止する。

(3) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に努める。

(4) 地方自治体による慰靈祭等の実施

戦没者の慰靈祭は、遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々が対象であり、各自治体は率先して主導すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。

しかしながら、遺族の高齢化が著しいことから、今後は孫・曾孫の参列に努力するとともに、平和学習の一環として児童・生徒の参列を要請する。

(5) 忠靈塔等の実態調査

県下各地区に建立されている忠靈塔等の実態調査を支部・地区遺族会の協力を得て行い、今後の維持管理の方法等を検討する。

(6) 戦没者の遺品の収集・保存

遺族の高齢化に伴い、戦没者の遺書や手紙などの遺品が散逸する恐れがある。これらの近・現代史の貴重な資料を公的な施設で保存・展示し、悲惨な戦争の体験を風化させることなく、次の世代に引き継いでいくことができるよう、戦没者の遺品の収集を女性部を中心に行う。

(7) その他

- ① 全国戦没者追悼式への遺族代表の派遣
- ② 県護国神社の慰靈行事等への奉賛協力
- ③ 県、市町村、地区等の慰靈行事等への奉賛協力

2. 戦没者遺族の福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

高齢化著しい戦没者遺族にとって公務扶助料等は、生きて行くための重要な糧となっている。しかし一部では、公的年金引き下げの声も聞かれる。戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを周知させる。

また、公務扶助料等支給の主旨に副って、改善が行われるよう強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の支給範囲の拡大

特別弔慰金は、国として戦没者に弔慰の意を表したものであり、国は戦没者を忘れないという証でもある。引き続き公務扶助料等受給者が失権した場合、その残された遺族に対し、速やかに支給されるよう制度の改善の

働きかけを強化する。
また、平成27年に最終償還を迎えるが、遺族会の存続がかかっていることから、継続・増額実現にむけて具体的な運動方法を検討する。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大及び式典内容の改善

等
全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する遺族代表の増員、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約なきよう参列できる制度の改善に引き続き努力する。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の見直しを国に要請する。

(4) その他

中国・四国ブロック遺族会会議の開催(平成25年9月12日、13日)

3. 組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化

① 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。

また、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力し、「孫・ひ孫の会」の組織化を検討する。

② 地区遺族会は、引き続き新規会員の獲得と後継者の育成を図るために以下のことに努める。

ア. 全国戦没者追悼式、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業の参加者等に対し、漏れなく会員とするように努力する。

イ. 特別弔慰金受給対象者に対し、申請に関する相談等を通じてその主

旨、運動の経緯等を説明するとともに、理解と協力を要請し、組織活動への参画を働きかける。

ウ、正会員が亡くなられたときには、その遺族の入会を働きかける。

③ 女性部に女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、男性遺児の配偶者等の入部を促進し、その活動を通じて部会の充実と後継者の育成に努める。

④ 壮年部・女性部の合同研修会を開催して後継者としての意識向上を図る。

⑤ 会費の減少が著しく財源の確保は大きな課題である。このため新たな会員の確保や経費の節減を行うとともに、各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど安定的な財政運営の確保に努める。

⑥ 遺族運動への理解と意識の向上のため、遺族会活動をわかりやすく伝えるなど「遺族会報」の紙面の充実に努めるとともに遺児世代の購読拡大を図る。

(2) 遺族援護に関する事業

① 老人福祉対策の推進

② 遺族相談並びに指導業務

(3) その他

公益法人の制度改革に伴い、平成25年4月1日に公益財団法人へ移行する。

このため、法令及び新定款に基づき、理事会及び評議員会や会計処理等の事務手続きを適正に執行する。

4. 戦跡慰靈巡拝事業及び遺骨帰還事業等

(1) 沖縄「土佐之塔」の慰靈巡拝事業

第48回沖縄「土佐之塔」慰靈大祭を11月16日(土)～18日(月)の日程で実

施する。

(2) 遺児慰靈友好親善事業

戦没者の遺児に対する慰藉の一環である本事業は、亡き父の慰靈追悼を行うとともに、改めて英靈顕彰を考える貴重な機会でもある。

このため、遺族会報に参加者の感想文等を掲載するとともに県の広報誌への掲載を依頼するなど、一層の広報活動を行い参加者の増大に努める。

なお、定員に空きが生ずる等余裕がある場合は、前回の参加から5年を経過していれば2回目の参加も認められている。

◎ 平成25年度実施地域

● 16地域延べ17回・792名（予定）

- ①旧満州 ②西部ニューギニア ③旧ソ連 ④アツツ島 ⑤中国
- ⑥マリアナ諸島 ⑦東部ニューギニア ⑧ボルネオ ⑨マレー半島
- ⑩トラック ⑪パラオ諸島 ⑫ソロモン諸島 ⑬フィリピン
- ⑭ミャンマー ⑯台灣・バシー海峡

※以下の地域は二次を実施する

- ①東部ニューギニア ②ミャンマー・インド ③フィリピン ④中国

● 小規模（特定）3地域・108名（予定）

- ①ビスマーク諸島 ②西部ニューギニア ③マーシャル・ギルバート諸島

(3) 政府主催の遺骨帰還事業等

政府主催（厚生労働省）の遺骨帰還事業等には、引き続き積極的に協力する。

◎ 平成25年度遺骨帰還等実施地域・15地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④パラオ ⑤インドネシア ⑥トラック諸島 ⑦沖縄 ⑧硫黄島
- ⑨モンゴル ⑩ハバロフスク ⑪沿海 ⑫イルクーツク ⑬アムール

⑭ケメロボ ⑯カザフスタン共和国

◎ 平成25年度慰霊巡拝実施地域・12地域（予定）

①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島

④インドネシア ⑤ミャンマー ⑥モンゴル ⑦中国 ⑧硫黄島

⑨ハバロフスク ⑩沿海 ⑪アルタイ ⑫クラスノヤルクス

(4) 日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝

◎ 平成25年度実施地域（予定）

①沖縄地域